

春日部市指定排水設備工事店及び排水設備責任技術者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日部市指定排水設備工事店規則（平成17年規則第172号。以下「規則」という。）第6条第1項の指定を受けた排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）及び規則第15条第3項の規定に基づき市長が登録した排水設備の工事の責任技術者（以下「責任技術者」という。）の違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、下水道法（昭和33年法律第79号）、春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）及び規則において使用する用語の例による。

(違反行為の調査等)

第3条 下水道課長は、指定工事店又は責任技術者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 下水道課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、指定工事店又は責任技術者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 下水道課長は、当該指定工事店又は当該責任技術者からてん末書の提出を求めるとともに、春日部市指定排水設備工事店及び排水設備責任技術者違反行為等調査兼報告書（様式第1号）により市長に報告する。

(文書による注意等)

第4条 下水道課長は、当該指定工事店又は当該責任技術者が規則第8条第1項各号及び規則第19条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、再発防止のため、注意警告を行うことができる。

(審査委員会の開催の求め)

第5条 下水道課長は、指定工事店が規則第8条第1項各号のいずれか又は責任技術者が規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、審査委員会の開催を求めるものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第6条 市長は、指定工事店が規則第8条第1項各号のいずれかに該当し同条の規定による指定の取消しが相当であると認められるとき、又は責任技術者が規則第19条第1項各号のいずれかに該当し同条の規定による指定の取消しが相当であると認められるときは、聴聞を行うものとする。

- 2 市長は、聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第2号）により通知する。
- 3 聴聞は、道路管理課長が主宰する。
- 4 道路管理課長は、聴聞を終結したときは、速やかに聴聞報告書（様式第3号）、聴聞に係る調書及び主宰者意見書を作成し、市長に報告する。
- 5 市長は、指定工事店が規則第8条第1項各号のいずれかに該当する場合又は責任技術者が規則第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該指定工事店又は当該責任技術者に弁明の機会を与える。
- 6 市長は、弁明の機会を与える場合は、当該指定工事店又は当該責任技術者に対し、弁明機会供与通知書（様式第4号）により通知する。
- 7 聴聞及び弁明の機会の付与に関する事務は、下水道課長が行う。
- 8 その他意見陳述のための手続は、春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）に定めるところによる。

（処分の公表）

第7条 市長は、違反行為の処分を受けた指定工事店の名称及び処分内容を市公式ホームページにおいて公表するものとする。

（排水設備の新設等の工事に係る施工の禁止等）

第8条 処分を受けた指定工事店及び責任技術者は、取消日以降又は効力の停止期間中において、市内における排水設備の新設等の工事を施工することができない。ただし、取消日又は効力の停止開始日より前に、排水設備等計画確認通知を受けている排水設備工事については、当該工事の完了まで施工しなければならない。

- 2 前項の規定は、当該工事について、他の指定排水設備工事店又は責任技術者に引き継ぐことを妨げるものではない。

（指定手数料及び登録手数料）

第9条 市長は、指定工事店又は当該責任技術者の処分の際、既に納付済みの指定手数料又は登録手数料は返還しない。

（処分の基準）

第10条 指定工事店又は責任技術者の違反行為に係る処分の基準は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。